

授業に活用できる学校図書館の蔵書構築 －新潟市の学校図書館での調査を中心に－

高橋 紗子

学校図書館は、学校図書館法によって学校の教育課程の展開に寄与することが規定されており、また、学習指導要領の「総則」で、教員は学校図書館を活用し、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動と読書活動を充実させることに配慮するよう記述されている。そのため、学校図書館は、児童生徒と教員のために図書館資料の収集と整理、提供を行う施設であると共に、教員に対するサポート機能を有する施設であることが求められている。

1993 年の学校図書館図書標準の制定に伴い、文部科学省は学校図書館図書整備 5 カ年計画を策定し、以来数度に渡り資料整備のための財政措置を行ってきた。2012 年には新しい学校図書館図書整備 5 カ年計画が策定され、資料整備の財政措置とともに、新たに新聞配置のための財政措置を行っている。しかし、措置された額すべてが資料購入のために使われているわけではなく、また、学校図書館の蔵書は、児童生徒用の図書の購入が優先され、教員が授業資料や授業研究を行うための図書等までは整備が行き届いていなかった。近年になって、教員の間で児童生徒の自主性・主体性を尊重した指導の重要性が認識されるようになり、学校図書館資料の授業での活用が必要になってきている。

本研究では、教科書や教師用指導書に掲載されている資料が、学校図書館にどの程度所蔵されているかを見ることによって、学校図書館の蔵書構成が授業に活用しやすいものであるかどうかを明らかにすることができると考え、学校図書館の蔵書構成と教員の学校図書館の利用状況を調査し、授業に活用できる学校図書館の蔵書構築について考察することを目的とした。

新潟市の公立中学校の学校図書館に対して行った所蔵についての調査と学校図書館担当者に対して行ったインタビュー調査、学校図書館支援センターの担当者を対象に対して行ったインタビュー調査の結果、教員や学校図書館担当者は教科書掲載図書や教師用指導書に掲載されている資料をあまり意識していないということが分かり、上記の仮説が成り立たないことが判明した。また、授業に活用できる学校図書館の蔵書構築について、3 つの課題を明らかにし、その改善策について考察した。1 つ目は、教員に学校図書館活用へ働きかけていくことであり、図書館便りを作成し教員に対して情報発信することが必要である。2 つ目は、学校図書館の実情に合わせた独自の廃棄基準を作成することであり、蔵書点検等を行って学校図書館の状況を把握し、全国 SLA の各基準や廃棄しなければならない図書、教員からの意見を参考に廃棄基準を決め、廃棄と更新のサイクルが確立するようとする。3 つ目は、新聞活用に関する意識の格差を埋めることであり、学校図書館に新聞を配置し、図書館便りや展示等を用いて情報を発信することによって、教員の新聞活用に関する意識を刺激することができると考えられる。学校図書館担当者はこれらの課題に長期的に取り組み、改善のためにリーダーシップを持つことが重要である。 (指導教員 平久江祐司)